

令和8年度市民税・県民税（国民健康保険税）申告書の記入方法

●市民税・県民税(国民健康保険税)申告をしなければならない人

令和8年1月1日現在、岐阜市に住所を置いている人は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

- ア. 岐阜市内在住者の扶養親族となっている。(※注)
 - イ. 税務署やスマートフォン、パソコン又は岐阜市の申告支援会場で所得税の確定申告をする。
 - ウ. 1カ所からの給与のみで年末調整が済んでいる。
- ※源泉徴収票が無い人や複数事業者から給与を受け取った人、控除を追加したい人は申告してください。
- エ. 前年中の主な収入が公的年金で、公的年金以外の所得金額が合計20万円未満である。

※注 前年中に収入がなかった人、非課税年金、失業保険等の非課税所得のみだった人は、国民年金・国民健康保険税・医療費限度額適用認定や後期高齢者保険料・介護保険料などの算定資料となりますので、扶養親族であっても必ず申告してください。
また、申告をしないと、所得・課税に関する証明書の交付ができません。

- 収 入 令和7年1月1日～令和7年12月31日までの必要経費を引く前の金額。
- 所 得 収入から必要経費を引いた金額

●申告書記入の注意

必ず、住所・氏名・個人番号(※マイナンバー)・生年月日・自治会名・電話番号を記入してください。

※マイナンバー(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号)

1 収入(所得)の種類

- 事 業
 - ・営業等 ア・① 販売、製造、修理、大工、左官、石工、外交員などに関わる事業や、漁業、採貝、採草、海女、水産加工などから生じるもの
 - ・漁業 イ・② 農産物の生産、家畜等の飼育などから生じるもの。とも補償や農業法人等配当金など
 - ・農業 ウ・③ 地代、家賃、一般の駐車場料など、不動産の貸付によるもの
- 不 動 産
- 利 子
- 配 当
- 給 与
- 雑
 - ・公的年金等 キ・⑦ 過去の勤務に基づき支給されるもの。老齢基礎年金・農業者年金など
 - ・業 務 ク・⑧ 原稿料、講演料またはネットオークションなどの個人取引によるもの
 - ・そ の 他 ケ・⑨ 個人年金に係るもの、その他、他の所得に当てはまらないもの
- 総 合 譲 渡 短期 コ 長期 サ
- 一 時 シ・⑩ 土地・家屋など分離課税される以外の資産の譲渡など
- シ・⑪ 生命保険の満期受取金など

分離課税等用の申告用紙による申告が必要なもの 確定申告が必要です。(税務課市民税班にお問い合わせください。)

- 分 離 短 期 譲 渡 所有期間が譲渡した年の1月1日において5年以下の土地、建物の譲渡
- 分 離 長 期 譲 渡 所有期間が譲渡した年の1月1日において5年を超える土地、建物の譲渡
- そ の 他 の 分 離 課 税 株式譲渡、先物取引による所得、山林、退職など

● 公的年金等雑所得金額の算定表 ⑦

公的年金等に係る雑所得の金額 = (A) × (B) - (C)

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

雑所得の求め方: 計算例

年 齢 区 分	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控 除 額	
昭和36年1月2日以後に生まれた人 (65歳未満)	～ 1,299,999 円		— 600,000 円	昭36年1月2日以後に生まれた人で、 公的年金等収入合計額が300万円の場合 ← (控除はこの段階) 300万円×75% - 275,000円 = 1,975,000円(所得金額)
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	× 75%	— 275,000 円	
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	× 85%	— 685,000 円	
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	× 95%	— 1,455,000 円	
昭和36年1月1日以前に生まれた人 (65歳以上)	～ 3,299,999 円		— 1,100,000 円	昭36年1月1日以前に生まれた人で、 公的年金等収入合計額が500万円の場合 ← (控除はこの段階) 500万円×85% - 685,000円 = 3,565,000円(所得金額)
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	× 75%	— 275,000 円	
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	× 85%	— 685,000 円	
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	× 95%	— 1,455,000 円	
	10,000,000 円 ～		— 1,955,000 円	

※公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合、さらに10万円が減額となります。

控除欄の記入方法

控 除 の 種 類		必 要 書 類 等																																							
<p>⑬ 社会保険料控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告者本人や本人と生計を一にする配偶者・親族が負担すべき国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料のうち、申告者が支払ったもの <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>支払った保険料又は掛金の全額</td> </tr> </table> <p>※国民年金保険料で納期前納付による報奨金を受けた場合は、その金額を差し引いてください。</p>	控除額	支払った保険料又は掛金の全額	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構 国民年金保険料控除額証明書 																																						
控除額	支払った保険料又は掛金の全額																																								
<p>⑭ 小規模企業共済等掛金控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告者本人が支払った小規模企業共済や個人型確定拠出年金（iDeCo）、心身障害者扶養共済等の掛金 <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>支払った掛金の全額</td> </tr> </table>	控除額	支払った掛金の全額	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金額の証明書 																																						
控除額	支払った掛金の全額																																								
<p>⑮ 生命保険料控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年12月31日以前に契約締結したもの（旧制度） ・平成24年1月1日以後に契約締結したもの（新制度） <table border="1"> <tr> <th colspan="2">●旧制度の控除額</th> <th colspan="2">●新制度の控除額</th> </tr> <tr> <td>一般生命保険料控除</td> <td>最高3.5万円</td> <td>一般生命保険料控除</td> <td>最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）</td> </tr> <tr> <td>個人年金保険料控除</td> <td>最高3.5万円</td> <td>個人年金保険料控除</td> <td>最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>介護医療保険料控除</td> <td>最高2.8万円</td> </tr> </table> <p>上記を合計し、控除額の上限は合わせて70,000円になります。各控除額の計算は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">■旧制度の控除額の計算</th> <th colspan="2">■新制度の控除額の計算</th> </tr> <tr> <td>年間支払保険料</td> <td>控 除 額</td> <td>年間支払保険料</td> <td>控 除 額</td> </tr> <tr> <td>1万5千円以下</td> <td>支払額の全額</td> <td>1万2千円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>1万5千円超 4万円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> <td>1万2千円超 3万2千円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>4万円超 7万円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> <td>3万2千円超 5万6千円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>7万円超</td> <td>35,000円</td> <td>5万6千円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	●旧制度の控除額		●新制度の控除額		一般生命保険料控除	最高3.5万円	一般生命保険料控除	最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）	個人年金保険料控除	最高3.5万円	個人年金保険料控除	最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）			介護医療保険料控除	最高2.8万円	■旧制度の控除額の計算		■新制度の控除額の計算		年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	1万5千円以下	支払額の全額	1万2千円以下	支払額の全額	1万5千円超 4万円以下	支払額×1/2+7,500円	1万2千円超 3万2千円以下	支払額×1/2+6,000円	4万円超 7万円以下	支払額×1/4+17,500円	3万2千円超 5万6千円以下	支払額×1/4+14,000円	7万円超	35,000円	5万6千円超	28,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払額証明書のハガキ等
●旧制度の控除額		●新制度の控除額																																							
一般生命保険料控除	最高3.5万円	一般生命保険料控除	最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）																																						
個人年金保険料控除	最高3.5万円	個人年金保険料控除	最高2.8万円（旧契約のみ適用で最高3.5万円）																																						
		介護医療保険料控除	最高2.8万円																																						
■旧制度の控除額の計算		■新制度の控除額の計算																																							
年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額																																						
1万5千円以下	支払額の全額	1万2千円以下	支払額の全額																																						
1万5千円超 4万円以下	支払額×1/2+7,500円	1万2千円超 3万2千円以下	支払額×1/2+6,000円																																						
4万円超 7万円以下	支払額×1/4+17,500円	3万2千円超 5万6千円以下	支払額×1/4+14,000円																																						
7万円超	35,000円	5万6千円超	28,000円																																						
<p>⑯ 地震保険料控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害保険契約等に基づいて支払った地震保険料や平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る損害保険料 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">●地震保険料の場合</th> <th colspan="2">●旧長期損害保険料の計算</th> </tr> <tr> <td>年間支払保険料</td> <td>控 除 額</td> <td>年間支払保険料</td> <td>控 除 額</td> </tr> <tr> <td>5万円以下</td> <td>支払額×1/2</td> <td>5千円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5万円超</td> <td>25,000円</td> <td>5千円超 1万5千円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1万5千円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </table> <p>地震保険料・長期保険料のどちらも支払った場合は、それぞれ上により算出し、その合計が控除されます。ただし、控除額の上限は合わせて25,000円になります。 ※1つの契約で両方の証明額が記載されていても、控除できるのはどちらか一つのみとなります。</p>	●地震保険料の場合		●旧長期損害保険料の計算		年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額	5万円以下	支払額×1/2	5千円以下	支払額の全額	5万円超	25,000円	5千円超 1万5千円以下	支払額×1/2+2,500円			1万5千円超	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・支払額証明書のハガキ等 																				
●地震保険料の場合		●旧長期損害保険料の計算																																							
年間支払保険料	控 除 額	年間支払保険料	控 除 額																																						
5万円以下	支払額×1/2	5千円以下	支払額の全額																																						
5万円超	25,000円	5千円超 1万5千円以下	支払額×1/2+2,500円																																						
		1万5千円超	10,000円																																						
<p>⑰ 寡婦控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親に該当しない人で申告者が次のいずれにも該当する人 (1) 合計所得金額が500万円以下である (2) 以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ●夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人 ●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>26万円</td> </tr> </table> <p>⑱ ひとり親控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告者が次のいずれにも該当する人 (1) 合計所得金額が500万円以下である (2) 総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>30万円</td> </tr> </table>	控除額	26万円	控除額	30万円																																					
控除額	26万円																																								
控除額	30万円																																								
<p>⑲ 勤労学生控除</p> <table border="1"> <tr> <td>控除額</td> <td>26万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・申告者が学生で、給与所得等の合計所得金額が85万円以下であり、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である人 	控除額	26万円	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が交付した証明書 																																						
控除額	26万円																																								
<p>⑳ 障害者控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告者や控除対象配偶者または扶養親族が障害者である場合、精神・身体に重度の障害がある場合は特別障害者となります。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>一般の障害者</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>53万円</td> </tr> </table>	区 分	控除額	一般の障害者	26万円	特別障害者	30万円	同居特別障害者	53万円																																	
区 分	控除額																																								
一般の障害者	26万円																																								
特別障害者	30万円																																								
同居特別障害者	53万円																																								
<p>㉑ 配偶者控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年12月31日の現況において生計を一にし、令和7年中の合計所得が58万円以下の配偶者がいる場合、所得区分により控除ができます。昭和31年1月1日以前生まれの配偶者は老人控除対象配偶者となります。 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </table>	申告者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超 950万円以下	22万円	26万円	950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																											
申告者の合計所得金額		控除額																																							
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																							
900万円以下	33万円	38万円																																							
900万円超 950万円以下	22万円	26万円																																							
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円																																							

控除の種類	必要書類等																																																
<p>㉑ 配偶者特別控除</p> <p>・令和7年12月31日の現況において生計を一にし、令和7年中の合計所得が133万円以下の配偶者で、配偶者控除に該当しない場合のみ、所得の段階により控除ができます。</p> <p>ただし、申告者のその年の合計所得金額が1千万円以下のときに限られます。</p> <table border="1" data-bbox="132 304 1118 595"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得(円)</th> <th colspan="3">控除額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900～950万円以下</th> <th>950～1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万円超 ～ 100万円以下</td><td></td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>100万円超 ～ 105万円以下</td><td></td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>105万円超 ～ 110万円以下</td><td></td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr><td>110万円超 ～ 115万円以下</td><td></td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr><td>115万円超 ～ 120万円以下</td><td></td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>120万円超 ～ 125万円以下</td><td></td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>125万円超 ～ 130万円以下</td><td></td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>130万円超 ～ 133万円以下</td><td></td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table>	申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得(円)		控除額			900万円以下	900～950万円以下	950～1000万円以下	58万円超 ～ 100万円以下		33万円	22万円	11万円	100万円超 ～ 105万円以下		31万円	21万円	11万円	105万円超 ～ 110万円以下		26万円	18万円	9万円	110万円超 ～ 115万円以下		21万円	14万円	7万円	115万円超 ～ 120万円以下		16万円	11万円	6万円	120万円超 ～ 125万円以下		11万円	8万円	4万円	125万円超 ～ 130万円以下		6万円	4万円	2万円	130万円超 ～ 133万円以下		3万円	2万円	1万円	
申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得(円)			控除額																																														
		900万円以下	900～950万円以下	950～1000万円以下																																													
58万円超 ～ 100万円以下		33万円	22万円	11万円																																													
100万円超 ～ 105万円以下		31万円	21万円	11万円																																													
105万円超 ～ 110万円以下		26万円	18万円	9万円																																													
110万円超 ～ 115万円以下		21万円	14万円	7万円																																													
115万円超 ～ 120万円以下		16万円	11万円	6万円																																													
120万円超 ～ 125万円以下		11万円	8万円	4万円																																													
125万円超 ～ 130万円以下		6万円	4万円	2万円																																													
130万円超 ～ 133万円以下		3万円	2万円	1万円																																													
<p>㉒ 扶養控除</p> <p>・令和7年12月31日の現況において生計を一にする親族で、令和7年中の合計所得が58万円以下の人を扶養する場合、下記の区分で控除できます。</p> <table border="1" data-bbox="132 696 1042 898"> <thead> <tr> <th colspan="3">区 分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16歳未満親族扶養(年少)</td> <td>0歳～15歳</td> <td>(R7.12.31～H22.1.2生)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養親族(旧特定)</td> <td>16歳～18歳</td> <td>(H22.1.1～H19.1.2生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19歳～22歳</td> <td>(H19.1.1～H15.1.2生)</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>一般扶養親族(成年)</td> <td>23歳～69歳</td> <td>(H15.1.1～S31.1.2生)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 同居老親等以外</td> <td>70歳以上</td> <td>(S31.1.1以前生)</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族 同居老親等</td> <td>70歳以上</td> <td>(S31.1.1以前生)</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※16歳未満扶養親族についても、市県民税では均等割額の計算対象になりますので必ず申告してください。</p>	区 分			控除額	16歳未満親族扶養(年少)	0歳～15歳	(R7.12.31～H22.1.2生)	0円	一般扶養親族(旧特定)	16歳～18歳	(H22.1.1～H19.1.2生)	33万円	特定扶養親族	19歳～22歳	(H19.1.1～H15.1.2生)	45万円	一般扶養親族(成年)	23歳～69歳	(H15.1.1～S31.1.2生)	33万円	老人扶養親族 同居老親等以外	70歳以上	(S31.1.1以前生)	38万円	老人扶養親族 同居老親等	70歳以上	(S31.1.1以前生)	45万円																					
区 分			控除額																																														
16歳未満親族扶養(年少)	0歳～15歳	(R7.12.31～H22.1.2生)	0円																																														
一般扶養親族(旧特定)	16歳～18歳	(H22.1.1～H19.1.2生)	33万円																																														
特定扶養親族	19歳～22歳	(H19.1.1～H15.1.2生)	45万円																																														
一般扶養親族(成年)	23歳～69歳	(H15.1.1～S31.1.2生)	33万円																																														
老人扶養親族 同居老親等以外	70歳以上	(S31.1.1以前生)	38万円																																														
老人扶養親族 同居老親等	70歳以上	(S31.1.1以前生)	45万円																																														
<p>㉓ 特定親族特別控除</p> <p>・令和7年12月31日の現況において生計を一にする19歳以上23歳未満で令和7年中の合計所得が123万円以下の親族等を有する場合、以下の段階により控除が出来ます。</p> <p>ただし、その親族等の合計所得金額が58万円超123万円以下のときに限られます。</p> <table border="1" data-bbox="132 1099 1067 1330"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得</th> <th>給与収入のみの場合の収入金額</th> <th>特定親族等特別控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>58万円超 95万円以下</td><td>123万円超160万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr><td>95万円超100万円以下</td><td>160万円超165万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr><td>100万円超105万円以下</td><td>165万円超170万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr><td>105万円超110万円以下</td><td>170万円超175万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr><td>110万円超115万円以下</td><td>175万円超180万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>115万円超120万円以下</td><td>180万円超185万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>120万円超123万円以下</td><td>185万円超188万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※特定支出控除の適用がある場合や、給与以外の所得がある場合には表の金額とは異なります。</p>	親族等の合計所得	給与収入のみの場合の収入金額	特定親族等特別控除額	58万円超 95万円以下	123万円超160万円以下	45万円	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円																									
親族等の合計所得	給与収入のみの場合の収入金額	特定親族等特別控除額																																															
58万円超 95万円以下	123万円超160万円以下	45万円																																															
95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円																																															
100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円																																															
105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円																																															
110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円																																															
115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円																																															
120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円																																															
<p>㉔ 基礎控除</p> <p>・全ての申告者に適用される控除</p> <table border="1" data-bbox="132 1442 368 1476"> <tr> <td>控除額</td> <td>43万円</td> </tr> </table>	控除額	43万円																																															
控除額	43万円																																																
<p>㉕ 雑損控除</p> <p>・申告者本人又はその人と生計を一にする配偶者・親族の有する住宅や家財道具などの資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けたとき</p> <p>控除額 $\left\{ \begin{array}{l} A \text{ 損失額} - \text{保険金などの補填金} - (\text{総所得金額} \times 10\%) \\ B \text{ 差引損失額} (\text{損失額} - \text{保険金などの補填金}) \end{array} \right. \text{のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}$ } AとBのどちらか多い方の金額</p>	<p>・罹災(被災)証明(市役所にて交付)</p> <p>・領収書(修理費用など)</p>																																																
<p>㉖ 医療費控除</p> <p>・申告者本人又はその本人と生計を一にする配偶者・親族のために支払った医療費が、一定額以上ある場合</p> <p>控除額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った医療費} - \text{保険金などの補填金} - (\text{総所得金額} \times 5\%) \\ \text{支払った医療費} - \text{保険金などの補填金} - 10 \text{万円} \end{array} \right. \text{どちらか多い方}$ (限度額は200万円)</p> <p>セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を選択される場合は、申告書の㉗「医療費控除」の区分欄に1を記入してください。</p> <p>※控除出来るのは医療費かセルフメディケーションのどちらか一つのみです。</p>	<p>・領収書</p> <p>・おむつ使用証明書など(2年目以降は主治医意見書等でも可)</p> <p>・医療費明細書</p>																																																
<p>○ 給与所得控除</p> <p>・令和8年度より給与収入190万円以下の場合、最低保証控除額が最大10万円引き上げられ、65万円となりました。</p> <p>・190万円を超える場合の控除額については変更ありません。</p>	<p>・源泉徴収票</p> <p>・給与収入が証明出来る書類・振込先通帳等</p>																																																

